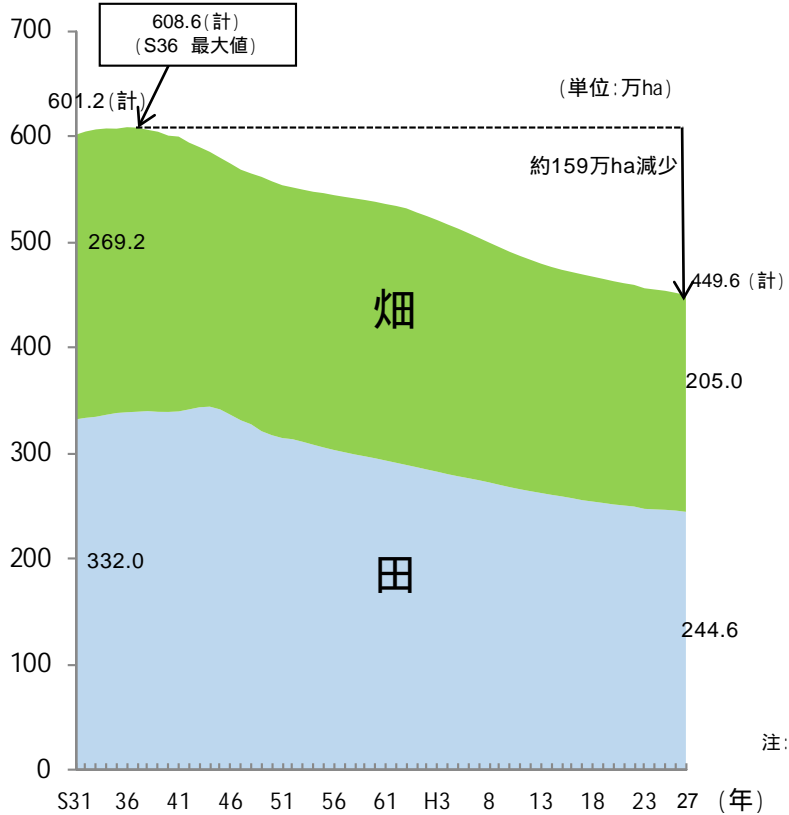


農地・耕作放棄地面積の推移

農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により年々減少し、平成27年には449万6千ha。
 荒廃農地(客観ベース)の面積は、平成26年には27万6千haであり、そのうち再生利用可能なものが約半分の13万2千ha。
 耕作放棄地(主観ベース)の面積は、年々増加し平成27年には42万3千ha。

農地(耕地)面積の推移



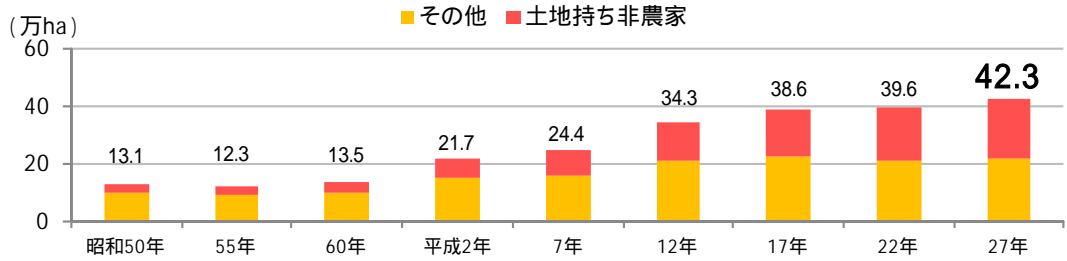
資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

荒廃農地面積の推移

(単位: 万ha)

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地	
		再生利用が可能な荒廃農地(A分類)	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)
平成20年	28.4	14.9	13.5
平成21年	28.7	15.1	13.7
平成22年	29.2	14.8	14.4
平成23年	27.8	14.8	13.0
平成24年	27.2	14.7	12.5
平成25年	27.3	13.8	13.5
平成26年(実績値)	27.6(27.3)	13.2(13.0)	14.4(14.3)

耕作放棄地面積の推移

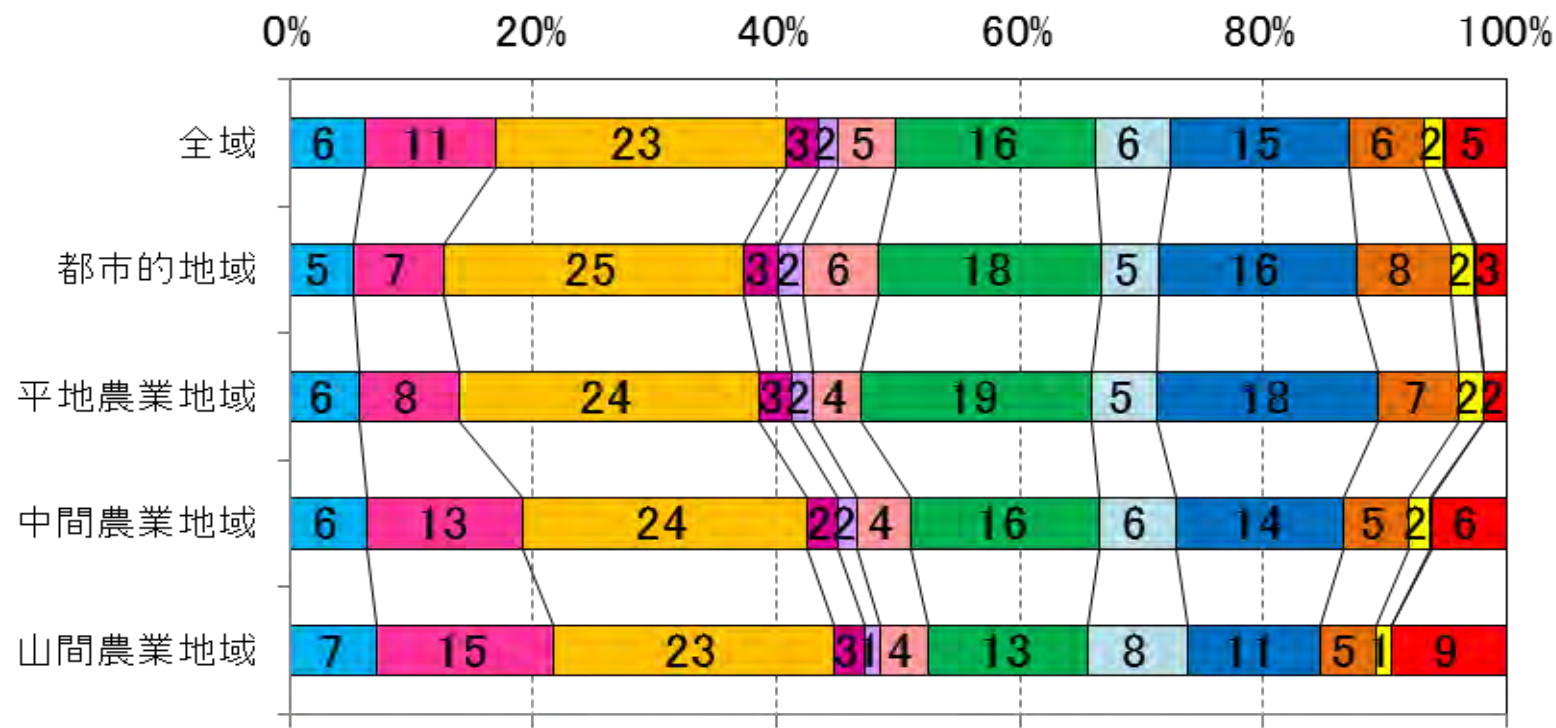


資料: 農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、「農林業センサス」

- 注: 1 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。
 2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。
 3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。
 4 「耕作放棄地」とは、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地」。

荒廃農地の発生原因

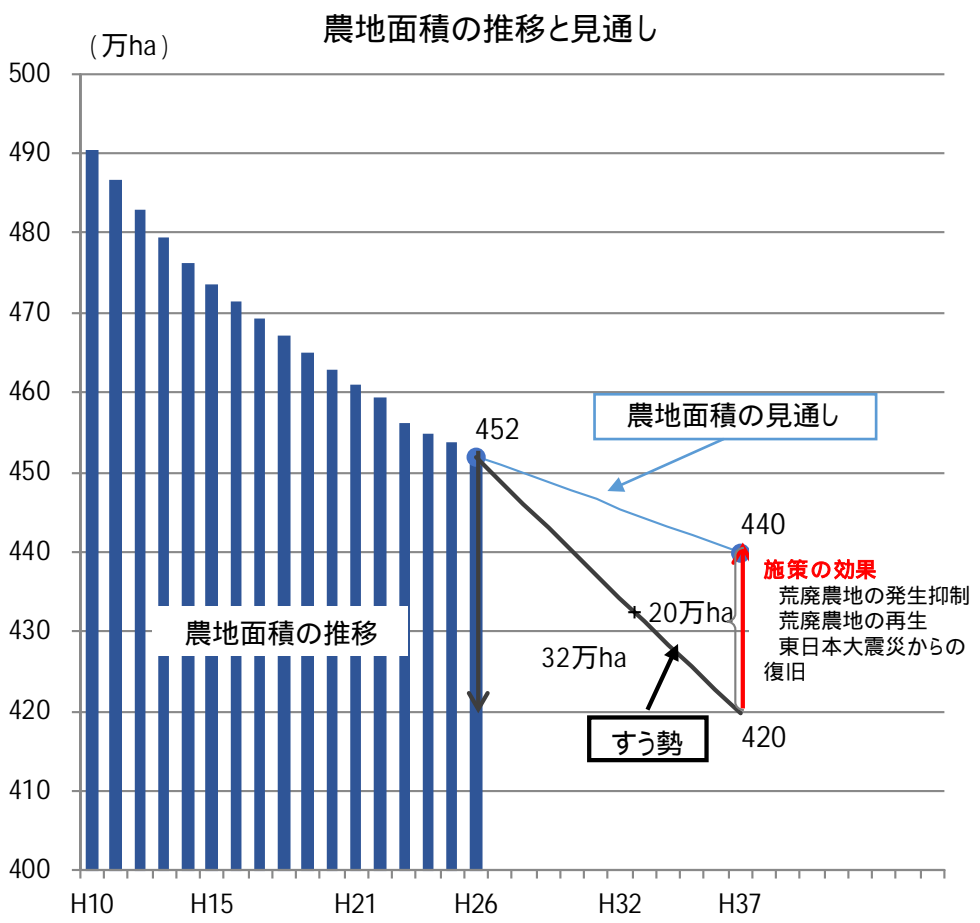
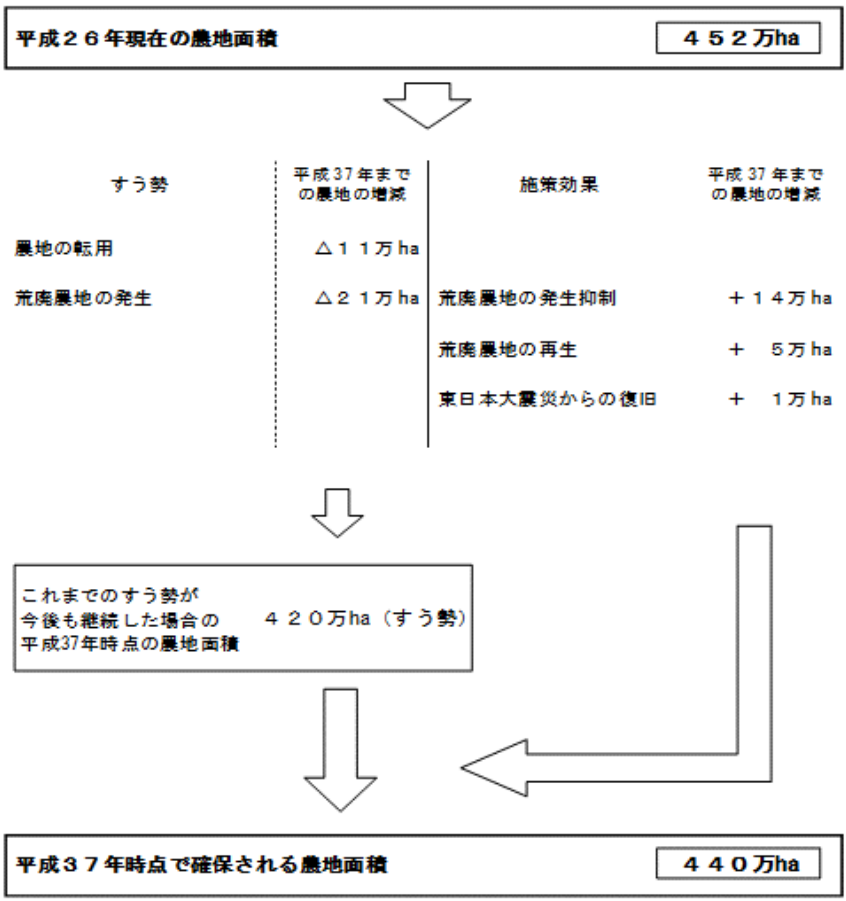
荒廃農地の発生原因は、「高齢化、労働力不足」が最も多く全体の23%、次いで「土地持ち非農家の増加」が16%、農産物価格の低迷が15%となっている。



- 基盤整備がなされていない
- 傾斜地・湿田等自然的条件が悪い
- 高齢化・労働力不足
- 地域内に引き受け手がない
- 離農
- 資産的保有意識が高く、農地を貸したがない
- 土地持ち非農家の増加
- 不在村地主の農家
- 農産物価格の低迷
- 収益の上がる作物がない
- 米生産調整の際の適当な代替作物がない
- かんきつ園地転換の際の適当な代替作物がない
- 鳥獣被害が大きい

農地面積の見通しと確保

これまでのすう勢を踏まえ、荒廃農地の発生抑制・再生等の効果を織り込んだ農地面積の見込みの推計によると、平成37年まで農地面積は年々減少する見込み。

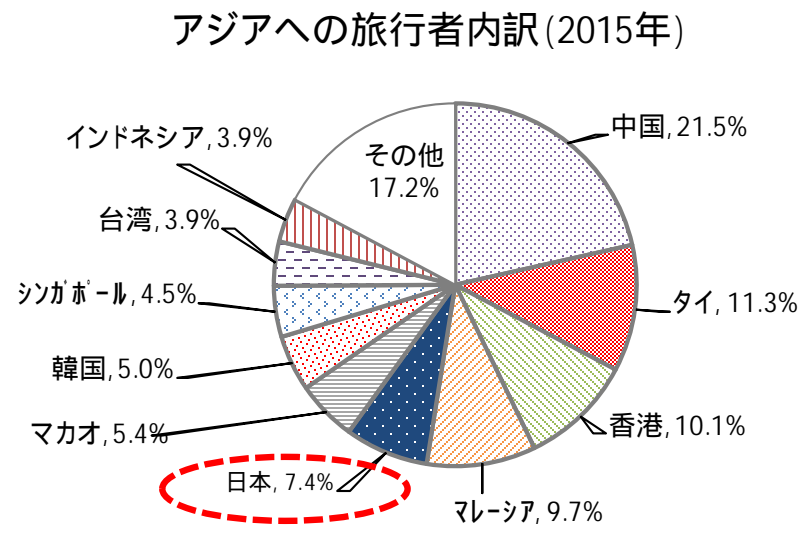
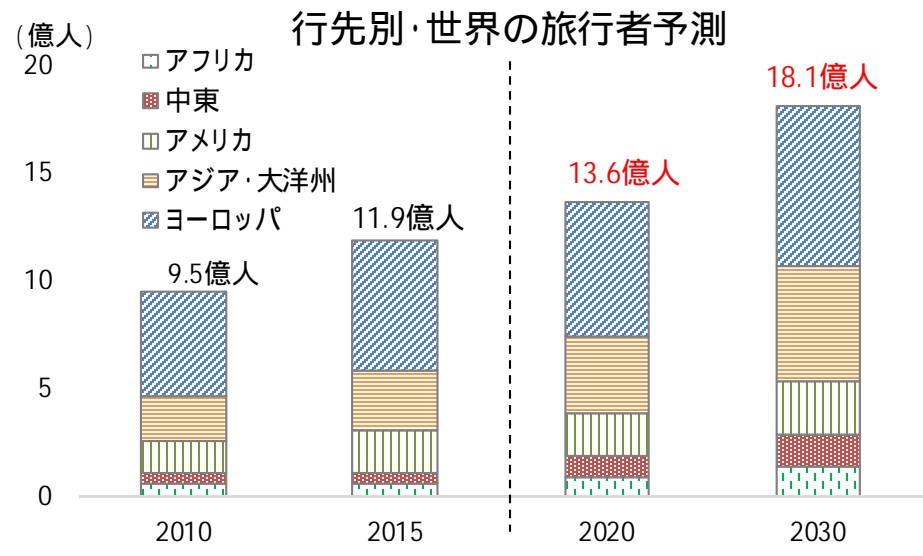
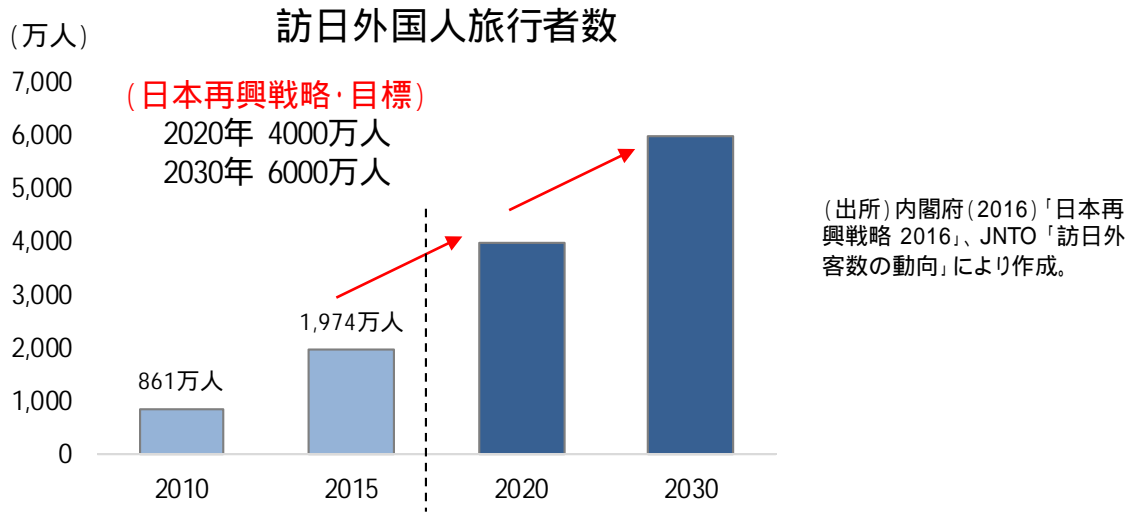


資料:平成10年から26年の農地面積は「耕地及び作付面積統計」による。

(対応施策例)

訪日外国人旅行者数の増加

2030年においては、訪日外国人旅行者数が高まる見込み。日本は成長戦略の一つとして、2030年に訪日外国人旅行者を6000万人にする目標を掲げている。



(出所) UNWTO (2016) “Truism High light 2016 Edition” により作成。

建設産業の担い手確保・育成に向けて、技能労働者の処遇、若者や女性の更なる活躍等の取組を推進。

技能労働者の処遇改善

■ 適正な賃金支払の浸透

- 公共工事設計労務単価を適切に設定
- それを踏まえた適切な賃金水準の確保を業界団体に要請

■ 社会保険加入の促進

- 平成29年度までに、建設業許可業者の社会保険加入率100%を目指し、関係者一体となった取組を推進
- 法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用推進

■ 建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築

- 技能労働者の技能や経験の適切な評価に基づく処遇を実現するシステムの構築に向け検討（平成29年度の運用開始を目指す）
- ※ 建設業団体、学識者、行政等による官民コンソーシアムにて議論

■ 歩切りの根絶、ダンピング対策の強化

- 4度にわたる調査等により、歩切りを行っていた全ての地方公共団体が、歩切りを廃止することを決定
- 低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化

安定的・持続的な見通しの確保

■ 公共事業予算の安定的・持続的な確保

- ⇒ 企業が将来の見通しを持つことができ、若者の雇用の促進

若者や女性の更なる活躍等

■ 若者の早期活躍の推進

- 優秀な技術・技能を持ち、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰する等、誇りをもてる環境整備を推進
- 早期かつ裾野の広い入職促進を図るべく、戦略的広報としてのキャラバンを、工業高校に加え、小・中学校や普通高校でも実施
- 技術検定の学科試験(2級)を実務経験なしで受験可能とする

■ 女性の更なる活躍の推進

- 官民挙げた「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の実践
- 女性活躍に地域ぐるみで取り組む活動の更なる深化・定着の推進

■ 教育訓練の充実強化

- 建設産業担い手確保・育成コンソーシアムにおいて、地域連携ネットワークによる教育訓練システムの全国での構築を支援
- 富士教育訓練センターの運営（平成29年4月供用開始）

香川県においては、人口減少による給水収益の減少や施設の老朽化に伴う大量更新等の課題に対応するため、運営基盤の強化や住民サービス水準の向上に資する事業の広域化に向けた取組を推進。

現 況

- 人口減少による給水収益の減少
- 香川用水の取水制限の頻発化、県内水源の供給力の低下
- 施設の老朽化に伴う大量更新
- 全国平均を大きく下回る施設耐震化
- 施設整備水準や水道料金に格差
- 今後10年間で約半数の職員が定年

課 題

- ➔ 業務の効率化，経営基盤の強化
- ➔ 香川用水の取水制限等への対応
- ➔ 施設の計画的な更新
- ➔ 早急な耐震化の推進
- ➔ 施設整備水準やサービスの平準化
- ➔ 職員数の最適化と技術の継承

県内水道事業の広域化

【効 果】

- 業務共同化や計画的・効率的な施設更新による更新費削減 ➔ 料金値上げの抑制
- 水源の一元管理や管理体制強化による安全な水道水の安定供給
- 事業規模拡大による効率的な人員配置や人材育成
- 湧水や災害時の危機管理体制拡大，窓口の利便性拡大

広域化により、運営基盤の強化や住民サービス水準の向上を図る

社会資本の3次元データの蓄積・活用

ICT活用拡大のため、全ての建設生産プロセスにおいて3次元モデルを導入・活用するための基準類の整備

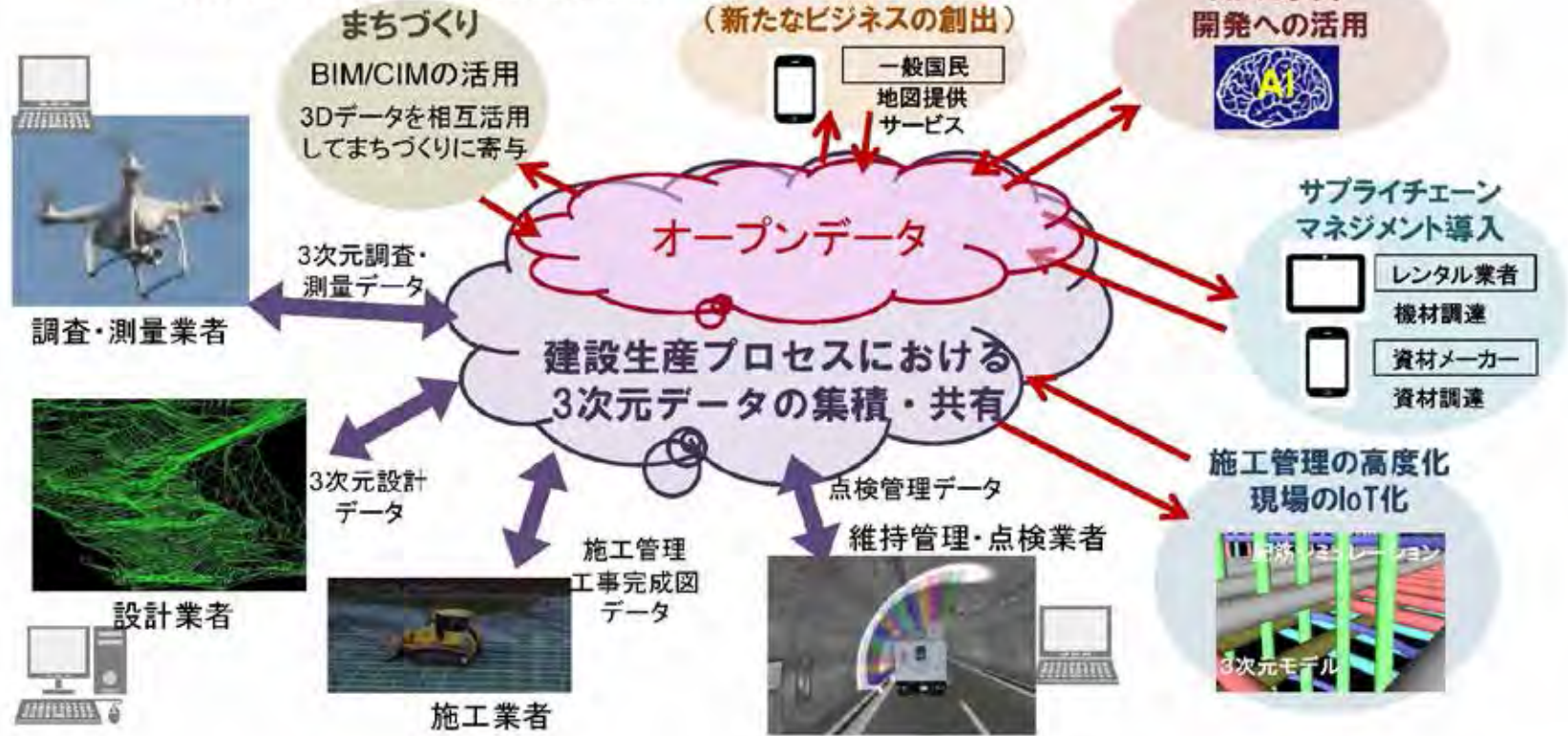
建設生産プロセスにおける3次元データを集積・利活用するための制度・基準の整備
シームレスな3次元データ利活用環境整備、オープンデータ化による新たなビジネスを創出のため、官民連携のプラットフォームを整備(AI・ロボット開発、まちづくり等への活用)

データ共有プラットフォームの整備・活用イメージ

(3次元データの共有と利用拡大)

3Dデータの有効活用
(新たなビジネスの創出)

AI・ロボット
開発への活用



i-Construction 建設業の生産性の向上

建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」。

人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠。

国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す。

測量	3次元測量 (UAVを用いた測量マニュアルの導入)
	
従来測量	UAV(ドローン等)による3次元測量
施工	ICT建機による施工 (IoT土工用積算基準の導入)
	
従来施工	ICT建機による施工
検査	検査日数・書類の削減
	
人力で200mに計測	3次元データをパソコンで確認
	
計測結果を書類で確認	



コンパクト・プラス・ネットワークの形成 ~ 立地適正化計画の実例 ~

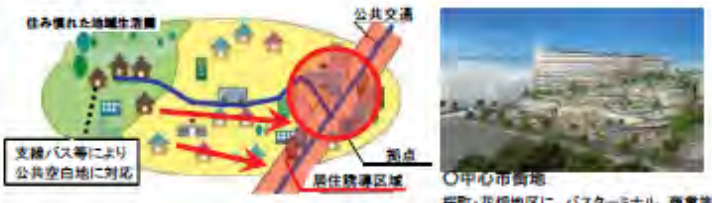
コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けて、都市機能や居住を誘導・集約するための立地適正化計画制度を創設。

現在、4市(箕面市、熊本市、花巻市、札幌市)が計画を作成・公表済み。平成28年7月時点で289団体が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。

熊本市立地適正化計画(平成28年4月1日公表)

○公共交通利用圏への居住や都市機能の誘導

・利便性の高い公共交通沿線や市内各所の拠点周辺に居住や都市機能を誘導することにより、生活の利便性向上と同時に、公共交通の利用者を確保



○中心市街地
桜町・北極地区に、バスターミナル、商業施設、ホール等の施設と広場のオープンスペースを一体的に整備

○バス運行の効率化の促進等

・バス路線の幹線と支線の位置付けを明確にし、幹線では重複路線を再編して効率化
・バス専用(優先)レーン、公共車両優先システムの導入拡大
・乗換拠点の整備を行い乗換抵抗を軽減



▲バス路線再編のイメージ ▲バス専用レーン

期待される効果

- 公共交通沿線への居住誘導やバス運行の効率化
⇒バス1台あたりの**乗車率を高め、生産性を向上**
⇒運行費用削減により、**経営の安定・改善**
- 公共交通沿線への居住誘導や中心市街地への移動利便性の向上により、まちの賑わいを創出し**中心市街地の消費額を増加**

花巻市立地適正化計画(平成28年6月1日公表)

○拠点の絞込み

・ポテンシャルの高いエリアに、居住や都市機能の誘導区域を絞込み



○「家守※構想」と「花巻家守舎」

・市と民間双方でのリノベーションまちづくりによる不動産流動化の促進

※「家守」:テナント・地域企業・住民等との交流や連携をプロデュースしながら、地域経済の活性化等を目指すリノベーションの民間事業(花巻市資料をもとに作成)

○ターゲットを定めた誘導施設の設定

・高齢者等:病院、福祉施設等
・若者等:大学、子育て施設等



<具体のプロジェクト>

- 「総合病院」を複合施設として移転新設
- ・完成予定:平成30年度
- ・福祉機能等を複合
介護付き老人ホーム
居宅介護支援事業所
訪問看護
- まちなかに、サービス付き高齢者住宅も立地

期待される効果

- 居住や都市機能の集約エリアへの施設の立地により、利用者の利便性や訪問事業等の移動効率を高め、**生産性を向上**
また、「歩けるまち」となることで、**高齢者の医療費を削減**
- 病院と介護付き老人ホームの複合施設とし、相互の連携でサービス提供の効率性を高め、**生産性を向上**

空き家増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築

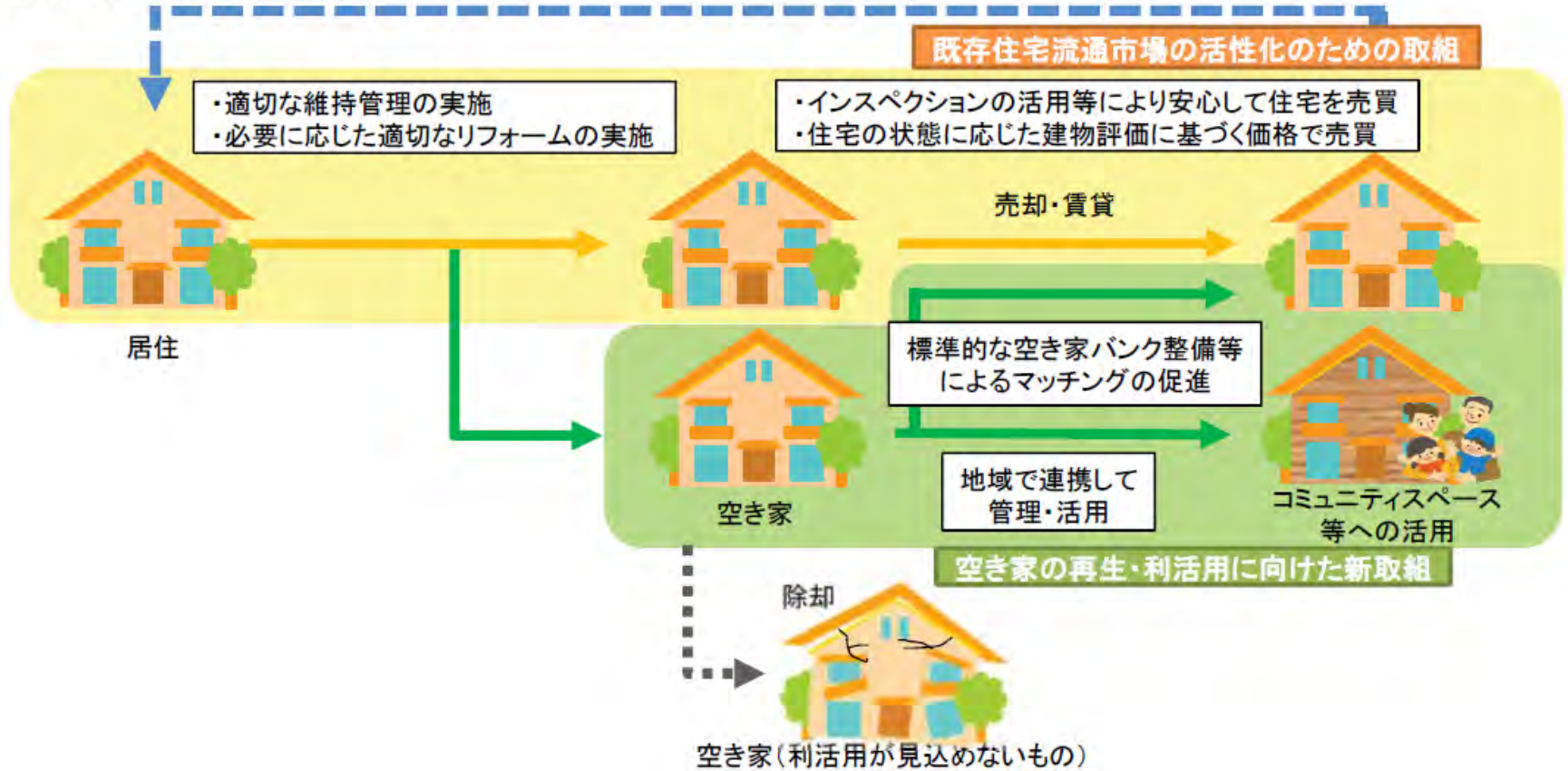
既存住宅流通市場の活性化のための主な取組

- ・適切な維持管理、リフォームの実施の促進
- ・取引市場におけるインスペクション・既存住宅売買瑕疵保険の活用の促進 等

空き家の再生・利活用に向けた新たな取組

- ・空き家を地域が連携して交流や移住、起業の場として流通・利活用する取組を支援
- ・標準的な空家バンクの整備 等

【施策の方向性(イメージ)】



農地中間管理機構の活用による担い手への農地の集積・集約化の事例

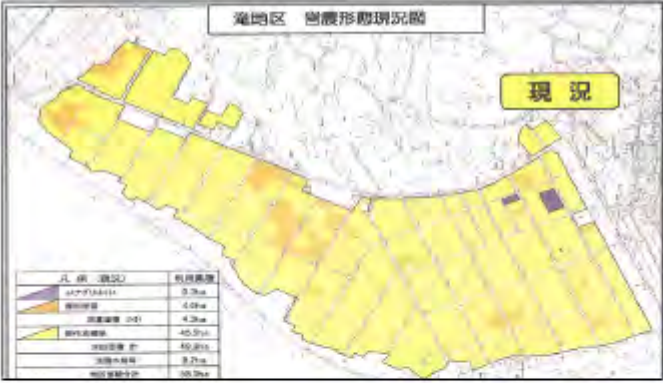
石川県羽咋(はくい)市において、農地中間管理機構が仲介することで、農地が集積し耕作放棄地の再整備につながった。

石川県羽咋市滝地区

1. 機構事業の進め方(該当する箇所には○を記載)

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②新規参入企業など公募に応募した受け手ニーズへの徹底対応
	③農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
○	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



2. 地区の概要

・滝町は、小区画(8a)の圃場である上、農業用水が不足がちであることや隣接する町の圃場整備が完了することにより、入耕作していた農家が転出し、年々、耕作放棄地が増加し、地区の9割を占めるまでとなった。
 ・耕作放棄地の解消に向け、県、市、JA等関係機関の働きかけにより、地元における農地の有効活用への機運も高まり、圃場整備事業(受益面積44ha)により耕作放棄地の再整備を行い、農地中間管理事業を活用して、地区の農地をまとまった形で農業生産法人等担い手に貸しつけることとなった。



活用前(現在)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率:4.3ha、8.6%
- ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積:0.5ha/経営体
- ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数:4箇所
- ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積:1ha/団地
- ※ 団地:連続して作付けができるほ場

活用後(平成28年)

- ①機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率:44ha、100%
- ②機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積:5.5ha/経営体
- ③機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数:4箇所
- ④機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積:11ha/団地
- ⑤機構から転貸を受けた新規就農者数:0人
- ⑥機構から転貸を受けた参入企業数:1法人

シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。

代表的なサービスとして、住宅を活用した宿泊サービスを提供する民泊サービスが挙げられるほか、一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービス、個人の所有するモノを利用するサービスや、個人の専門的なスキルを空き時間に提供するサービス、空いている駐車スペースを利用するサービス等、様々なサービスが登場している。

<主なシェアリングエコノミーの分類と事業者>

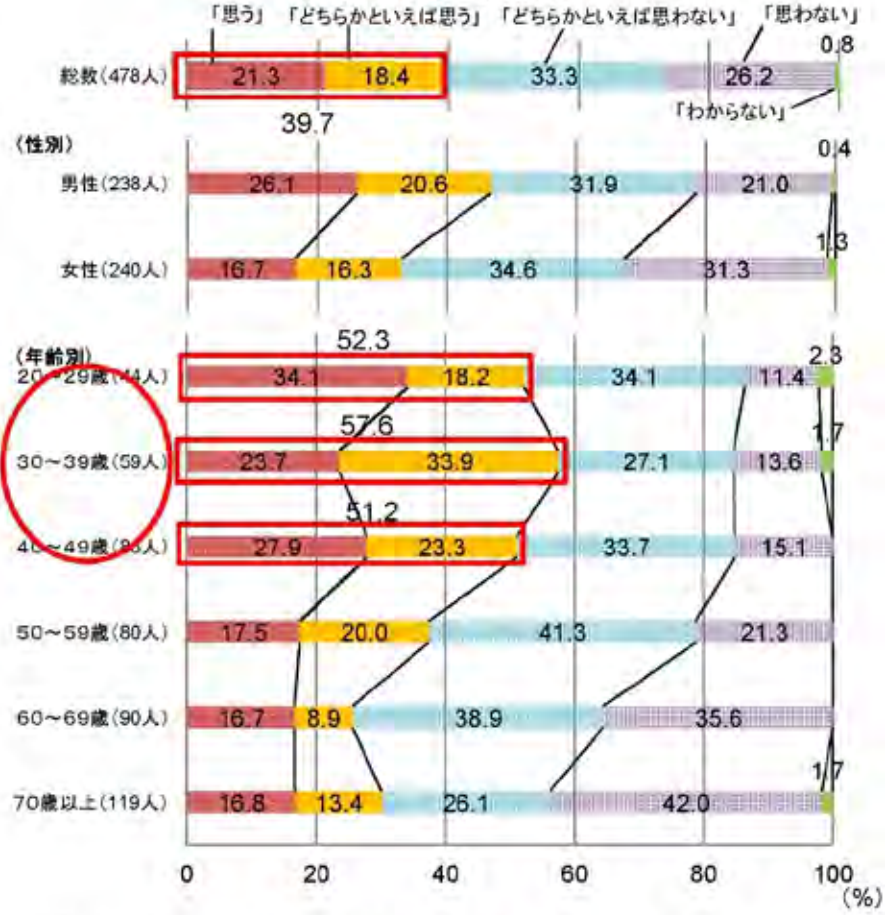


地方への移住の意向とその条件

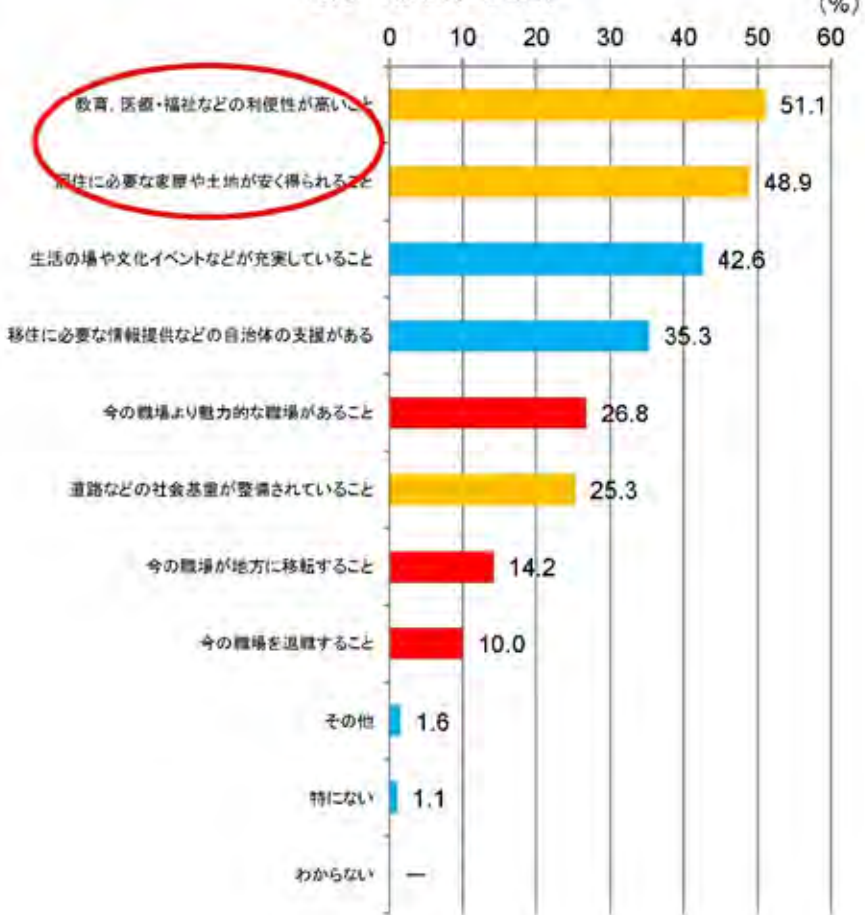
都市に住む人の4割が「地方に移住してもよいと思う」又は「どちらかといえば思う」と考えており、年齢別にみると、20～40歳代でそれぞれ半数を超えている。

地方へ移住をする上での条件は、半数の者が、「教育、医療・福祉などの利便性が高いこと」、「居住に必要な家屋や土地が安く得られること」といった生活関連の充実を挙げる者が多い。

地方への移住の意向



地方へ移住する条件



(出典)内閣府「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」(平成26年10月)を基に作成。
 (注)右グラフの色は、赤:雇用関連、黄:生活関連、青:その他の項目。